

神奈川縣震災誌

第一章 概説

一、被害と應急施設

大正十二年九月一日に關東一帶の野を震はせる大震災は、其範圍、一府六縣の廣きに渉れるが、其の最も被害の多かりしは、實に我が神奈川縣なりき。神奈川縣には足柄の坂あり、宮荷の途ありて、上代より交通の要所を有し、近古には鎌倉に霸府の開かるゝありて、我が文化史上に新しき紀元を劃せるが、春信一たび通じて、世界の潮流は奔馬の如く、浦の苫屋に立迷ふ烟淋しき久良岐郡の漁村をして、一躍日東帝國の開港場となし、世界の貿易港となさしむるに至れり。六十餘年の歳月中、時に災害の臻れるものなきに非ず、慶應二年、明治六年、同二十一年、同二十六年、同三十二年の横濱大火、明治三年、同六年、同十三年、同十七年、同二十年、同二十三年、同三十五年、同四十年の暴風雨の如きは、いづれも横濱市の發達に多少の障害を來し、殊に明治三十二年の大火は關外一帶の地を燒拂ひたりしも、市に取りては未だ大打撃と云ふべからず、繁華は日に増し、月にいや増して、商況は盛に、市場は活氣を呈し帆檣林立し、出で入る船舶の數は頗る盛んであつた。更に湘南一帶、沙白く松青きの地は都人士の清閑を樂むもの多し、寒暑を避くるの好適地として、別墅到る處に建てられ、旅館旗亭の樓榭參差として設けられ、函嶺の温泉水滑かなる處は山を開き崖を平にして、大厦高樓、白雲翠樹の間に隱見し、四時不斷の遊客が日來の轡を散じ、心身を洗ふ地なりしなり。六郷川を越えて川崎より箱根の古關に出づる一條の長蛇の如き、大道は日本交通の大動脈にして、其

間に點々する長亭短驛は、いはゆる東海道五十三次中の古驛にして、參勤交代の諸侯が金紋先箱の行列肅々として練り行き、往來の旅人が引きも切らざる懐古的情調のありし處なりしなり。鎌倉の地は一木一石に歴史の遺影を留め、古寺名刹に富み、其裡に收藏する所の名品佳作には藝術の香高く、横須賀は鎮守府の所在地として、灣内に巨艦艦艙、舳艫相啣み、浦賀に外交史上の一大記念を残し、三浦半島は魚貝に豊かなると、都人士が避暑の樂園たるに於て名ありしなり。

然るに震災と之につぐ火災とは、此等の地を擧げて、盡く之を破壊せずんば已まざりき。さしも宏麗殷賑なりし横濱市は六十餘年の間に作り上げたる文物を取りて一期に破壊したり、僅に残るものとは一望限りなき焦土のみなりき。花晨月夕に歡樂の影を趨ひたる避暑地も温泉地も或は潰れ或は崩れて、見る影もなき姿となれり。獨り震災のみならず、多くは火災を伴ひて破壊に加ふるに焼失を以てし、又海岸地方に在りては、往々海嘯をさへ被むるの慘狀を見るに至れり。

本縣に於ける被害調は次の如し。

郡市別	震災當時の世帯數	被害世帯數						現世帯百ニ付被害世帯數	内燒失世帯數		
		全燒	半燒	全潰	半潰	流失	以上計				
總數	二七四、三〇〇	六八、六三四	一四六	四六、七一九	五、八五九	四五	一六八、七八三	六八、五五五	二二七、三三八	八六・五	二五・〇
横濱市	九九、八四〇	六二、六〇八	—	九、八〇〇	一〇、七三三	—	八三、一四〇	一一、七四三	九四、八八三	九五・〇	六三・七
横須賀市	一七、〇一〇	二、〇九四	—	一、七六一	四、三七五	—	八、三三〇	六、〇五八	一一、四八八	八四・〇	二二・三
郡計	二五、四五〇	三、九三三	一四六	三五、一五八	三七、七五二	四五	七七、四一三	五〇、七五四	二二八、一六七	八二・四	二・五

第一章 概設 一、被害と應急施設

郡市別	震災當日ノ現在人口	罹災者				現在人口 百ニ付罹災者 行方不明者
		死者	行方不明	重傷	輕傷	
久良岐郡	三、三七〇	—	—	八七五	七七七	九三・四
橋樹郡	三三、一九〇	—	二八	四、八一九	六、六九九	七三・七
都筑郡	七、一三〇	六	—	三八三	七八六	七四・八
三浦郡	二〇、五七〇	一三五	五	二、五七一	三、一三三	六四・四
鎌倉郡	一三、九九〇	六七〇	—	四、〇二二	三、七二六	九六・九
高座郡	一九、二〇〇	—	—	五、五四九	四、七六六	九一・二
中郡	二二、九五〇	二八四	一〇	七、七〇五	七、〇二二	八七・五
足柄上郡	八、五〇〇	一九	—	二〇、〇七五	三、九二五	九八・五
足柄下郡	一六、九三〇	二、五六一	—	六、一二七	五、八六一	九九・二
愛甲郡	七、一三〇	二五七	三	九三六	七九三	六〇・〇
津久井郡	五、四九〇	—	—	八七	二八五	三三・一
總數	一、三七九、〇〇〇	二九、六一四	二、一四五	六、一八八	一三、三三六	八五・二
横濱市	四四一、六〇〇	二、三八四	一、九五二	三、一一四	七、〇九四	九二・一
横須賀市	七四、五〇〇	七四三	二六	三二七	九〇四	八三・三
郡計	八六一、九〇〇	七、四八八	二六八	二、七五六	九、三三八	八一・三
合計	一、七五、〇〇九	一、一七五、〇〇九	—	—	—	—

第一章 概説 一、被害と應急施設

久良岐郡	一九、四〇〇	一九四	三	三〇	六三	九、〇一九	八、二〇三	一七、五二二	九〇・三	一・二
橋樹郡	一七、〇〇〇	一、八三五	九三	四八一	一、〇六九	五九、六三七	六〇、八九八	二六、〇一三	七三七	一・五
都筑郡	四二、七〇〇	一六〇	三	二三	三六	六、六五九	二五、五三三	三三、四二二	七五九	〇・五
三浦郡	一〇六、二〇〇	五四〇	三六	二七三	四五三	二九、七九〇	三八、三三五	六九、四二七	六五四	〇・三
鎌倉郡	七〇、三〇〇	七五三	二三	三四〇	八二八	四六、三九五	一七、五四六	六五、八八五	九三七	一・二
高座郡	一一五、八〇〇	五八五	八	二六二	四三七	六〇、二四七	四二、三〇七	一〇三、八四七	八九七	〇・六
中郡	二四、一〇〇	一、二五	二	四八六	八八八	八五、七四九	二六、〇二二	一一四、三七一	九二・一	一・一
足柄上郡	四八、三〇〇	二三四	八	一七〇	二三五	三三、三三二	一三、〇二二	四六、九七一	九七三	〇・五
足柄下郡	九二、四〇〇	一、七三	七	六四二	一、二四二	七五、五五五	一一、六一八	九〇、八五四	九八三	二・〇
愛甲郡	四〇、〇〇〇	五九	一	四三	八三	一〇、二〇五	一一、九三三	二三、三三三	五八三	〇・三
津久井郡	三一、七〇〇	一四二	五	八	一四	一、八五八	八、〇六六	一〇、九三二	三一・八	一・四

此突然たる關東一帯の大震災火災に對し、九月二日、政府は非常徵發令を發布して震災に罹れる被害者の救済に必要な食糧、建築材料、衛生材料、運搬具及其の他の物件又は勞務にして、内務大臣に於て必要と認むる時は、非常徵發を命じ、非常徵發は地方長官の徵發書を以て之を行ひ、此命令を拒み、又は徵發物件を隠匿するものは之を罰するを規定し、徵發し得べき物件を、一、食糧品、二、飲料、三、薪炭油其の他燃料、四、家屋、五、建築材料、六、藥品其の他の衛生材料、七、船車其の他の運搬具、八、電線、九、勞務とせり。此日臨時震災事務局官制を布き、内閣總理大臣を總裁、内務大臣を副總裁となし、内務、大藏、陸軍、海軍、逓信、農商務、鐵道各省の次官、社會局長官

警視總監、東京府知事及東京市長を參與となし、後に神奈川縣知事及横濱市長を參與に加へ、其下に委員及事務官を置きけり。此日戒嚴令を布き、三日、關東戒嚴司令部條例を發布し、戒嚴區域を東京府、神奈川縣とし、更に埼玉、千葉二縣を追加し、神奈川縣横須賀市及三浦郡に在りては横須賀鎮守府司令長官、其他の區域に在りては、關東戒嚴司令官の下に之を行ふこととなり。恰も内閣の交迭ありて、此日親任式の舉行ありて、伯爵山本權兵衛は内閣總理大臣に任ぜられ、三日、攝政殿下は山本内閣總理大臣を赤坂の離宮に召されて、左の御沙汰を賜ふ。

今回、稀有の大地震、東京及近縣を襲ひ、之に加ふるに、大火を以てして、其の慘害甚だ大なるは、實に國家生民の不幸なり。予は其の實況を見聞して、日夜憂戚し、殊に罹災者の境遇に對しては心深く之を傷ひ、茲に内帑を頒ちて其苦痛の情を慰めんと欲す。官民其れ協力して適宜應急の處置を爲し、以て遺憾なきを期せよ。

聖上陛下には特に御内帑金壹千萬圓の御下賜あり、山本首相は之を 攝政殿下より拜受し、聖恩の辱けなきに感激して一般に布くに左の告諭を以てせり。

東京及近縣に亘れる今次の震災は、伴ふに大火災を以てし、慘害の甚しき言語に絶し、日常の設備蕩然一空に歸し焦眉の措置最も急を要す。

政府は先づ秩序を保ち安定を得しむるに勤め、食糧物資の補給、建築材料の準備、其他應急百般の施設を爲すに於て最善の努力を竭くしつゝあり。

攝政殿下深く御憂慮あらせられ、親しく優渥なる御沙汰を賜ひ、内帑の資を發せらるゝ旨を傳へられ、適宜應急の處置を爲し、遺憾なきを望ませらる。生民の休戚に就き御軫念あらせらるゝの深き、同胞と俱に本大臣の恐懼感激に勝へざる所なり。茲に聖旨を奉じて應急の處置を執り、復舊を圖るは、政府の全力を舉げて事に従ふ所なるも、亦學國一致の奮起協力に待つこと切なり。

冀くは罹災者は固より、一般の國民皆能く聖旨の渥きを奉體し、官民戮力以て仁慈なる御沙汰の貫徹を期し、各自相激勵して適應の處置を誤らず、此の異常の災害に對して絶大の努力を致さんことを、是れ本大臣の切望に堪へざる所なり。

六日、各師團派遣の部隊は殆んど東京及神奈川附近に到着したるを以て、戒嚴司令官は其の配置を定めたるが、其の本縣下に於けるものは次の如し。

神奈川方面

第一師團の歩兵一聯隊、騎兵一聯隊、工兵第十四大隊等

藤澤方面

第一師團の歩兵一聯隊、騎兵一中隊、工兵第十六大隊等

小田原方面

第十五師團の派遣部隊、三島重砲兵旅團の一部、工兵第十五大隊、第十五師團救護班等

縣下の首都たる横濱市は、甚大の災害を蒙りしも、當時縣下各地方の被害如何は固より未だ知る所にあらず、全市を擧げて破壊崩潰に次ぐに却火を以てし、右往左往に逃げ惑ふ罹災民は雲霞の如く、累々たる死屍の間に呻吟する傷病者は其數を知らず、糧食一朝にして絶え、水道破潰して酷暑炎熱の候、一掬の水を得るに由なく、子は親を求め親は子を探し、父子兄弟離散し、阿鼻叫喚の聲は凄慘を極めたり。家財を失ひ、骨肉を失ひ、死傷困憊するもの獨り民衆のみならず、官吏も公吏も皆同様なりしなり。縣廳の幹部には死傷者少かりしを以て直に救護本部を横濱公園に設けて、救護に着手したるも、久しからずして猛火の包む所となり、聯絡を絶たるゝに至れり。森岡警察部長は震後直に避難者の指導につとめて、新港岸壁に至り、身を挺してコレア丸に投じ、無線電信を以て船橋無線電信所に報じ、

内務省へ急報を托したるも、東京の地亦災に罹りて、傳送の道なきを報じ來れるを以て、取敢へず急を大阪、兵庫の兩知事に傳へて、其急援を求めたり。二日昧爽、野口警務西坂高等の兩課長は命を啣みて烟焔を侵し、横濱公園より東京に星馳し、内務省に報告して其救援を求むるとも、第一師團長に要求するに出兵を以てせり。斯くて市内に於ける唯一の殘存せる家屋なる櫻木町の海外渡航検査所に縣廳の假事務所を設け、廳員奮つて食糧の徵發、警備並に救護の方法を講じ、死傷を免れたる警察官は命に従ひて治安の維持に任じ、警視警部は市の内外に急派せられて、監察巡邏の任に當り、専心紊亂せる秩序を復せんとしたるも、鮮人暴行の流語盛んにして、人心は極度の不安に陥り、之に加ふるに縣下郡部の情報頻りに到り、いづれも震火災の慘狀と海嘯及山津浪の激甚を以てせり。三日午前三時、野口、西坂の兩課長は宵を徹して歸廳し、軍隊出動の快諾と糧食給與の諒解を復命したれば、之を市内各所に宣傳し努めて人心の鎮撫に盡せり。

三日未明、軍艦五十鈴の配下なる驅逐艦初霜、霞の二隻は壽警察署員の要求に應じて横濱港に入り、早朝一部の陸戦隊を磯子方面に上陸せしめ、警察官と相應じて次で警備に任ぜり既にして同日午前十一時、大麻内務事務官は驅逐艦に搭じて歩兵百十餘名と入港したりしも、當時棧橋破壊燒燼して、火猶滅ずるに至らず、乃ち新山下橋々畔より上陸し同日午後二時騎兵二百五十名は陸路東京より到着せり。更に四日朝に至りては奥平少將の歩騎兵各一個聯隊、工兵一個大隊、衛生部隊若干名を率ゐて來着するあり。

戒嚴令の發布ありて、警備は嚴重を極めたれど、流言蜚語は山間僻陬の地にまで喧傳せられ、各處に自警團を設け武器を携へて往來し、關を作りて行人を誰何し、事態頗る穩やかならざるものあり、幸にして横濱市内に於ける殘存外米と、大阪府、兵庫縣よりの糧食輸送敏速なりしとを以て、秩序の回復に便を得たり。

九月四日、横濱市に臨時震災救護事務局神奈川縣支部の設置あり、翌五日には三矢内務監察官は陸路先着し、つい

て各部の事務官等來着して、直に縣廳假事務所内に事務を開始せり。其部門を總務部、食糧部、警備部、運輸交通通信連絡部、飲料水部、收容設備部、衛生醫療部、會計經理部、情報部に分ちて救護事務に盡瘁せり。各部の分擔事項は次の如し。

給 務 部

會議ニ關スル事項、人事ニ關スル事項、文書收發ニ關スル事項、部内警備ニ關スル事項、徴發ニ關スル事項、他部ニ屬セザル事項、記録ニ關スル事項、避難民海上輸送ニ關スル事項、

食 糧 部

食糧輸入ニ關スル事項、食糧配當ニ關スル事項、

警 備 部

一般警備ニ關スル事項、外人及鮮人ニ關スル事項、交通整理ニ關スル事項、電氣瓦斯事業ニ關スル事項、被害調査ニ關スル事項、

運輸交通通信連絡部

運輸交通々々連絡方法ニ關スル事項、道路水路復舊ニ關スル事項、海上交通整理ニ關スル事項、ガソリン管理ニ關スル事項、

飲 料 水 部

飲料水供給ニ關スル事項、水道復舊ニ關スル事項、

收容設備部

罹災民收容ニ關スル事項、救急バラック設備ニ關スル事項、

衛生醫療部

醫療ニ關スル事項、衛生ニ關スル事項、屍體處置ニ關スル事項、

會計經理部

豫算經理ニ關スル事項、部内調度ニ關スル事項、使丁ニ關スル事項、部内炊出ニ關スル事項、

情報部

情報ニ關スル事項、

本縣警察部員は舉げて警備部として震災當日の活動より引續きて、震後の警備及救護に従事することとなり、九月七日、事務の分掌を定むること次の如し。

庶務係

傳令、交通、運輸、人事ニ關スル事項、各部トノ連絡交渉ニ關スル事項、他係ニ屬セザル事項

警務係

警備ニ關スル事項、外國人保護ニ關スル事項、

調査情報係

震災調査ニ關スル事項、通報文書ニ關スル事項、

高等係

各種要視察人取締ニ關スル事項、刑事々件ニ關スル事項、

給與係

糧食配給ニ關スル事項、警察職員家族保護ニ關スル事項、

二、警 備

流言蜚語紛々として起り、極度の恐怖に襲はれたる罹災避難民をして更に混亂せしめたる際に、之が警備救護に任ずるは實に多大の困難なりしなり。横濱市に於ては、立憲労働黨なるものを組織するものあり、本部を市内中村町平樂の空地に置き、部下のものは片腕に赤布を巻き若くは赤襷をかけ、残存の家屋又は船舶を脅かし、糧食の掠奪を試むるに至れり。

市民の或ものものに倣ひ、横濱税關倉庫其他より日用品食料品等を掠奪するもの、白日公然として相つき、警察官憲の手薄なる、到底之を取締るに苦みしが、震後一旬を経て、交通機關漸く復舊の緒に就き、糧食配給の途開くるに及び中央政府よりは治安維持に關する緊急勅令の發布あり、各府縣より來援の警察官も日を逐うて其數を加へたるを以て、警察部にては刑事課長をして之が取締の方策を樹てしめ、軍隊憲兵隊等と連絡を取り、掠奪の巨魁なる立憲労働黨總理と稱する山口正憲一味の暴徒及山本徳太郎一派、中田爲吉一派の強盜團を検舉したり。

鮮人に關する流言、地震再來、海嘯襲來の浮説に惱まされて、市民の戰慄は化して激烈なる憤怒となり、殺戮暴戾を極めたるを以て、九月四日横濱市内花咲町渡航検査所の階上に検査本部を置き、島川刑事課長指揮の下に犯人を検舉して、世態の鎮定に力を盡したり。治安維持令公布以後の檢舉件數は次の如し。

流言浮説取締令違反者調

(自大正十二年九月
至同年十二月)

令 違	流 言 浮 説 取 締 反	月別		九		十		十一		十二		合	計	
		罪 名 種 別	發 起 件 數	檢 舉 件 數	同 上 人 員	發 起 件 數	檢 舉 件 數	同 上 人 員	發 起 件 數	檢 舉 件 數	同 上 人 員			
			四	四	五							四	四	五

物資の窮乏に乘じ、暴利を貪るものありたるに就ては、中央政府より暴利取締に關する勅令の發布あり。警備部に於ては刑事高等兩課長をして縣下各署長に對し犯人檢舉及嚴重取締方の通牒を發せしめ、極力檢舉を勵行せり。

暴利取締令違反者調 (自大正十二年九月一日至同年十二月卅一日)

令 違	暴 利 取 締 反	月別		九		十		十一		十二		合	計				
		罪 名 種 別	發 起 件 數	檢 舉 件 數	同 上 人 員	發 起 件 數	檢 舉 件 數	同 上 人 員	發 起 件 數	檢 舉 件 數	同 上 人 員						
			二〇	二〇	一五	三四	三四	二七	三	三	三	二	二	二	五九	五九	四七

其他の犯罪檢舉次表の如し。

流言蜚語ニ關スル犯罪調

件 名 種 別	檢 舉 件 數	同 上 人 員

震災利用窃盜事件調

第一章 概説 二、警備

件名 種別	被害件數	檢舉件數	檢舉人員	檢舉金額
混亂ニ乘スル窃盜罪	四八九	三一七	三七二	六四、四五八

犯罪件數調

(自大正十二年九月一日
至大正十二年十二月三十一日)

罪名 種別	被害件數	檢舉件數	檢舉人員	檢舉金額
殺人	一九	二一	二八	
放火	五	四	三	
強盜	一三	一二	一七	一一、六二一
窃盜	二、六〇〇	二、三四二	二、三五五	二七三、〇七一
詐欺	六八	六二	四八	一六、一六九
横領	二六六	二八六	二九一	一四〇、四七六
傷害	九五	一〇六	一三三	
暴利取締令違反	五九	五九	四七	
治安維持令違反	四	四	五	
其他	三五六	五五五	八九〇	八、一八一
計	三、四八五	三、四五一	三、八一七	四五〇、五一八

犯罪件數月別調

罪名	種別				被 害 件 數				檢 舉 件 數				檢 舉 人 員				檢 舉 價 額				
	月	九	月	十	月	九	月	十	月	九	月	十	月	九	月	十	月	九	月	十	
殺 人	三	六	五	五	三	六	六	六	三	六	一	三	七	一	一	一	一	一	一	一	
放 火	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
強 盜	二	七	四	一	二	七	三	一	三	七	七	一	一	六〇	二、五六〇	一	一	一	一	一	
竊 盜	五	九	五	五	三	八	五	六	八	七	七	五	五	七、六〇〇	五八、九〇八	六八、六三二	一	一	一	七三、九二二	
詐 欺	二	三	一〇	四	二	二	二	三	七	五	六	二	八	八七四	一、八二九	九、三〇二	一	一	一	四、一六四	
橫 領	九	六	六	七	九	七	八	五	七	三	七	五	三	三、四六九	三、二〇六	九三、七三四	一	一	一	二二、二六七	
傷 害	二	三	三	四	二	二	三	二	二	二	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
其 他	一	六	二	一	四	五	一	七	三	八	三	四	一	一、三九〇	二九三	四九四	一	一	一	五、九〇四	
計	六	一〇	八	八	四	九	八	一〇	六	五	九	一〇	七	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

大正十二年九月中「震災時下」犯罪表

罪 名	被 害 件 數	捕 拿 人 員	檢 舉 件 數	前 年		同 期	
				被 害 件 數	捕 拿 人 員	檢 舉 件 數	檢 舉 件 數
公務執行妨害	3	3	3	5	7	6	6
逃 走	1	1	2	1	1	1	1
騷 擾	1	8	1	1	1	1	1
放 火	25	14	16	5	3	4	4
失 火	11	12	11	9	10	10	10
交通妨害	1	1	1	1	1	1	1

家宅侵入	5	4	4	13	14	16
秘密洩機	1	1	1	—	—	—
淨水汚機	1	1	1	—	—	—
通貨偽造	3	—	—	22	—	—
文書偽造	3	5	12	8	16	56
有價証券偽造	—	—	—	2	1	6
印章偽造	—	—	—	3	3	4
偽證	—	—	1	1	3	3
誣告	—	—	—	2	5	5
狼狽姦淫博	6	3	2	14	26	21
賭博	25	82	32	167	770	209
禮拜所墳墓	1	1	1	1	—	—
殺人	110	115	110	5	7	7
傷害	97	107	97	153	208	173
過失傷害	23	24	22	26	30	31
胎產	—	3	1	—	—	—
遺棄	10	1	1	—	—	—
逮捕	—	—	—	2	2	2
脅迫	3	4	5	4	7	5
略取	—	3	2	3	8	6
名譽	—	—	—	4	5	5
信譽	1	1	1	2	1	2
妨害	1896	617	887	2985	677	2178
強盜	5	5	9	18	28	21
詐欺	87	80	154	338	501	1022
恐嚇	5	14	5	10	15	79
橫領	121	100	147	261	353	866
毀物	6	6	11	5	11	48
毀棄隱匿	3	6	2	10	20	13
合計	2453	1221	1542	4080	2733	4740

諸法令諸規則違反者調

我 取 器 令	銃砲火藥 類取締令	流言蜚語	出版法	牛乳取締 規則	醫 師 法	煙 草 法	禁 利 取 締 令			
							檢 事 送 致	說 論	注 意	計
14	6	15	29	1	1	2	429	141	1	571

三、傷病者の救療

(一) 縣の應急措置

九月二日、安河内知事、松原内務部長、森岡警察部長、福田衛生課長は震火災を免れたる唯一の建物なる櫻木町の海外渡航者検査所に會して、傷病者の應急措置に就きて熟議する所あり、福田衛生課長は検査所勤務の見習技師、岩崎技手に命じ、途上に立ちて救療を開始せしめたるに、倏忽の間に數百人の傷病者は蝟集し、内務部長までも消毒や繃帶に手傳ふに至つて然も残留の繃帶消毒藥品は不足せるを以て、己むなくカーテンを裂いて繃帶に代へ、焼け残りの木片を拾集して接骨の附木となして、一時の用となせり。

三日、海外渡航者検査所を縣廳の假事務所となし、知事以下各部長各課長協議して、分擔を定め、福田衛生課長を救護係長となし、衛生課員を分ちて十九係となし、各々活動を開始せしむ、即ち七外科治療班、内外治療班、本部救護班、輸送係、食糧係、死体處理係、文書係、衛生材料配給係、配水係、情報係、尿尿處分係、物品調度係、別に濟生會病院勤務、社會館内救護班勤務、第二衛生試験場勤務、本牧箕輪下救護班勤務、眞金町病院磯子假病室勤務、神奈川高等女學校内勤務之れなり。

臨時震災救護事務局衛生醫療部よりは西龜防疫官以下の派遣せらるゝあり、然も傷病者の救療には手不足なるを以

て、醫師看護婦の募集廣告を往來繁き要所々に掲示するに、罹災せる醫師看護婦助産婦の之に應ずるもの引きも切らず日ならずして人員の充實するを得たり、之より看護婦は十餘病院より五名、大村病院（根岸療養院）より三名、來援したれば、海外渡航者検査所内救護班本部、社會館内救護所、巡回診療班に一二名づゝを配置したりしなり。

罹災者の避難集合する各所に巡回救護班を派遣するの要あるを以て、直に之を調査するに、凡そ次の如き報告を得たり。仍りて醫師一名、事務員一名、看護婦一名乃至二名を以て巡回救護班を組織して、横濱公園、本牧三溪園、永道山、掃部山、西戸部第一中學校、藤棚方面平沼方面、久保町方面、根岸方面、山手方面、磯子方面を主として、日々拂曉よりして、暮夜遲きに至るまで治療に従事して、献身的努力を盡せり。當時は道路潰裂し、橋梁は墜落し、夜間の歩行は頗る危険にして、然も流言蜚語紛々たる時なりき。さあれ焼け鉛板の堀立小屋の一隅に呻吟する傷病者が苦しげなる聲の下より救療を乞ふを聞いては、いかでか之を見捨て、歸ることを得んや。到る處斯る救療をなすつゝ、か弱き星明りを便りに不安の歸路に就けるも一再に止らざりき。

重なる避難場所

避難人員

御三ノ宮及日枝小學校	約 三、〇〇〇
中村町字中村	二、〇〇〇
久保山	一、五〇〇
稻荷臺小學校	一、一〇〇
第一中學校	一、二〇〇
横濱商業學校	一、〇〇〇
石川小學校	一、〇〇〇

北方上臺早稻幼稚園附近	一、一〇〇
根岸競馬場	一、〇〇〇
横濱公園	一、〇〇〇
中村町字面	一、〇〇〇
同 山田	三〇〇
神奈川高等女學校	八〇〇
青木小學校	六五〇
中村町遊行寺	七〇〇
池ノ坂	七〇〇
千代崎町大神宮山	五〇〇
壽小學校	四九〇
山手公園	三〇〇
淺間町神明下	三五〇
同 追分	二五〇
東輕井澤一三六番附近	二〇〇
境ノ谷	三〇〇
水道山	二〇〇
西平沼小學校	二八〇

宮谷小學校	三〇〇
南太田小學校	一〇〇
一本松小學校	一〇〇
二ツ谷小學校	五〇
磯子小學校	一五〇
南吉田第二小學校	一〇〇
大鳥小學校	二五〇
南太田町山手橋附近	二〇〇
岡村町龍集院	一二〇
北方町西谷善行寺	三〇〇
三吉町一丁目	一〇〇
蒔田町美和女學校	二〇〇
高等工業學校	一〇〇

傷病者の數多くして、救療の準備不足するが爲に、自づと重症患者のみを治療して、輕症患者は後廻しとなるの已むを得ざるに出でたり。其重症患者は之を社會館、若くは濟生會病院に收容したりしが、輸送の準備も設備もなく、運搬の人夫を備ふすら甚だ難事なりき。乃ち附近の有志者を督勵し、患者を背負うて輸送するの狀なりしなり。既にして偶々救護の爲に派遣せられたる軍艦より擔架三個の分讓を受け、始めて輸送らしき輸送を行ふを得たり。

四日、日本赤十字社大阪支部派遣の救護班の來援するあり、六日に至りて大阪醫科大學救護班、岡山市救護班、岡

山縣倉敷町紡績會社の救護班、奈良縣救護班山形縣救護班等の續々來援するあり、醫藥も設備も十分に於て、然も此等來援の各救護班は不眠不休の活動を以て懇切に周到に力を救療に用ひたるを以て、始めて救療上遺憾なきを得たりしなり。

(二) 外來診療所と簡易療養所との開始

二日、海外渡航者検査所を治療班本部として、治療を開始すると同時に、中村町第二衛生試驗場、本牧箕輪下第二消防署、神奈川高等女學校に吏員を配置して外來患者の診療を開始せり。尋で巡回診療班を漸次減少して主要なる避難地附近に外來診療所設置の計畫を樹て、工事費二千四百圓宛を以て市内九ヶ所に各二十五坪の木造平家を建築することとせり。其位置は次の如し。

本牧町字千代崎町	千代崎町診療所	本牧中學校前	本牧診療所
横濱公園内	神奈川縣診療所	南吉田町御三ノ宮	南吉田町診療所
南太田町横濱商業學校側	南太田町診療所	西戸部町池ノ坂	池ノ坂診療所
本牧町箕輪下	北方町診療所	元町五丁目	元町診療所
櫻木町二丁目	櫻木町診療所		

此他學校、寺院、個人等の建物を無償にて借受け、外來診療所を設けたるもの凡そ二十餘個所あり。

其後大阪醫科大學救護班を始めとして各地の救護班來援するあり。九月二十三日を最後として、大阪醫科大學、廣島縣醫師會、廣島市醫師會、滿鐵等の救護班が引上げるに及び、濟生會病院に派遣し置きたる救護員を社會館に移し、本縣衛生醫療部にて經營することとなり、醫員以下も充實して、醫師二十九名、藥劑師四名、事務員九名、看護婦七

十二名、雜役夫八名、計百十八名の多數となり、内科、病室外科病室、産婦人科病室、小兒科病室を男女別とし、内科外科、小兒科、産婦人科、耳鼻咽喉科、齒科の外來診察室を置き、臨時震災救護事務局神奈川縣支部救療病院と稱せり。

大阪府外一府六縣が聯合して、中村町揮發物貯庫跡に假設したる大阪府外一府六縣聯合臨時震災假病院も豫定期間を經過したるを以て、十二月二十日引揚げることとなり、機械、器具其他設備一切を舉げて本縣へ寄贈せり。是に於て社會館内に設置せる臨時震災救護事務局神奈川縣支部救療病院を合併し、社會館内の入院患者を此へ移し、大阪府外一府六縣聯合寄贈神奈川縣臨時病院と改稱し、防寒設備を施し、建物を擴張し、約八萬圓を投じて之を改修し、翌年十一月二十日まで之を經營せり。之に費せる經費は次の如し。

一金四十二萬九千九百五十八錢也

總支出額

内 譯

一金一萬五千五百圓也

ボイラー、煙突

一金五萬九千六百五十七圓十錢也

スチーム

一金一萬七千二百三十圓也

防寒設備

一金三十萬九千五百五十五圓四十八錢也

維持費

一金二萬七千九百圓也

十一月二十日午後二時清野知事代理山宮産業部長等臨席して閉院式を行ひ、重症患者にして退院し得ざるもの三十六名は、之を分つて横濱市立十全醫院、同市立救護所、濟生會神奈川病院、私立横濱病院、青木町病院、朝長病院、酒井病院、内田病院等に委託救療することとせり。

程ヶ谷町は幸に火災を免れたるも、横濱よりの避難者續々として來奔し、其中には傷病者も少からざれば、直に救

護班を派遣し、猶入院救療を要する傷病者及傳染病患者の爲に同町字神戸原に假設收容所を設け、十月に入りて患者を收容するを得たり。同所は内外科傳染の各病室、内科、外科、産婦人科診察室等ありて、神奈川縣程ヶ谷臨時救療病院と稱し、岡山縣救護班が主として之が救療に當り、十月三十一日まで熱心に力を此に致せり。同日同救護班の引上げたる後は本縣衛生醫療部より醫師四名、看護婦八名、事務員一名、雜役夫二名を派遣して救療を繼續せり。然るに患者の數は日を経て減退せず、夏季が近づくに従ひて、傳染病患者も發生するの勢なるを以て、吉田町長は程ヶ谷町に移管せんことを乞ひたれば、翌年四月十日、建物、器具、機械一切を同町に移管することゝなれり。

横須賀市の震火災は激甚なりしを以て、従つて傷病者多く、海軍救護隊は逸早く之が救療に従事したりしが、入院治療を要する患者も少からざりしを以て、工事費一萬九千三百三十五圓にて海軍病院跡に救療病院を建つることとなり、翌年五月十日開院することゝなれり。醫師五名、藥劑師一名、事務員二名、看護婦二十四名、使丁六名を置き、神奈川縣横須賀臨時病院と命名したるが、入院患者増加して狹隘を告ぐるに及び、之を増築せり。翌年九月六日横須賀市長代理より、同市に讓與せんことを請ひたるを以て、十一月二十日、無償讓與することゝなれり。

本縣に於ける假設救療病院の一覽は次の如し。

名	稱	種	別	救護期間	救護班組織	計
社會館	內收容所	患者收容所	患者收容所	自九月六日	醫一藥一事一看	二〇
臨時震災事務局神奈川縣支部		患者收容所	患者收容所	自十月五日	齒二	二〇
神奈川縣臨時病院		患者收容所	患者收容所	自十二月十九日	醫二藥一事一看	二八
神奈川縣程ヶ谷臨時救療病院		患者收容所	患者收容所	自十三年一月廿日	齒三	一八〇
		患者收容所	患者收容所	自十三年四月十日	醫四藥一事一看	一五

第一章 概説 三、傷病者の救療

神奈川縣橫須賀臨時救療病院	同	自五月十五日	至九月十五日	五	一	二	二	六	三
神奈川縣救護班	同	自九月廿八日	至十月卅一日	二	一	二	二	六	三
計				六	二	四	四	一	六

救護場所	入實		療院		外人		員來
	實	延	實	延	實	延	
高島町社會館	三	一三	八、八六	一	八、〇四	—	二六、九六九
同	六五	七〇、六八七	三三、四五二	—	三三、四五二	—	一七三、六四四
中村町揮發物貯庫跡	二、七五	二、〇三八	三、九一五	—	三、九一五	—	二四、四〇八
程ヶ谷神戸原	六	三、七六九	一、三四二	—	一、三四二	—	一一、二九二
橫須賀市深田元海軍病院跡	一六	一六九	六六	—	六六	—	五、九六二
磯子町衛生組合事務所	七	八五、五九二	四七、三六九	—	四七、三六九	—	二四二、二七四
計	三、七〇	—	—	—	—	—	—

本縣に於ける臨時外來診療所の明細表は次の如し。

名稱	種別	救護期間	救護班		救護場所	取扱救護人員		備考
			醫事	看護		實數	延人員	
神奈川縣救護班	外來	自九月二十一日至十月三十一日	三	三	櫻木町縣廳假事務所	一、九七七	五、六四二	
同	同	自九月二十一日至十月三十一日	一	二	箕輪下第二消防所	二、〇九〇	五、三三七	

第一章 概説 三、傷病者の救療

計二九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八月三十一日	自十三年五月十五日 至同十一月二十日	自十三年二月二十日 至同十一月二十日	自十一年一月二十日 至同月二十日	自十二月二十八日 至五月二十四日	自九月二十五日 至翌年三月三十一日	自九月二十五日 至十月五日	自九月二十三日 至翌年三月三十一日	自九月十五日 至翌年三月十五日	自九月十四日 至同二月二十四日	自九月十三日 至同二月十四日	自九月十二日 至十月四日	自九月十二日 至十月四日
五	二	一	一	一	三	二	一	二	一	三	二	二
三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	二	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一	二
〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	六	三	三	五	五	五	三	二	二	四	四	五
櫻木町一丁目 櫻木町診療所	足柄下郡 片浦村	元町 繁田方	本牧町箕輪下 北方診療所	社 會館	青木町太田町 巡查派出所脇	日之出町 バラック内	中之 遊行寺	龍頭町九 松月跡	神奈川町 横尾醫院	神奈川平尾前 衛生俱樂部	子安町 相應寺	子安町 相應寺
四八、三三	一、一八七	三、九八三	三、五八六	三、〇三九	二、五五五	二、九〇五	一、六四三	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
二九、六九七	四、五四六	一、六七四	二、五二七	六、七三三	一、三、三四五	一〇、三五七	六、九七四	四、八八〇	同	同	同	八、二五三
屍体検案									同	同	同	調査不能

各府縣救護班の取扱へる救療事業明細表

名稱	種別	救護期間	救護班組織					所在地	救護人員				
			醫	藥	事	看	使		實數	延人員	實數	延人員	
大阪醫科大學	入院	自九月六日	生學 四	一	一	一	一	三	一	三	一	七	
第一班	外來	自九月六日	生學 四	一	一	一	一	三	一	三	一	七	
同 第二班	同	自九月六日	生學 八	一	一	一	一	三	一	三	一	七	
廣 島 縣	同	自九月八日	七	二	三	三	七	五	右	六	一	一、二五	
廣島市醫師會	同	自九月八日	二	一	一	二	二	六	右	六	一	一、二五	
滿 鐵	同	自九月四日	一	二	二	六	一	三	同	三	二	二、三九〇	
大阪府外一府	同	自九月四日	一	二	二	六	一	三	同	三	二	二、三九〇	
六縣聯合臨時	同	自九月四日	一	二	二	六	一	三	同	三	二	二、三九〇	
震災假病院	同	自九月四日	一	二	二	六	一	三	同	三	二	二、三九〇	
長野縣下伊那	同	自九月四日	一	二	二	六	一	三	同	三	二	二、三九〇	
郡在郷軍人會	同	自九月四日	一	二	二	六	一	三	同	三	二	二、三九〇	
計			八二	一五	三三	二〇八	四三	三三七		一、九四三	五九、一五六	一一、四〇八	三七、二五四

横濱市に於ては從來市營として一般患者の爲に老松町に十全醫院を、結核患者收容の爲に程ヶ谷町に療養院を、行路病人、窮民、精神病者及施療患者救療の爲に南太田町に救護所を、傳染病患者隔離の爲に瀧頭町に萬治病院を設立して居たりしか、震火災の爲に十全病院は全焼し、療養院は全潰し、救護所萬治病院も亦半潰の状態となりき。然れども入院患者を收容するの急あるを以て十全病院は隣接せる平沼久三郎氏の厚意に依りて其邸宅を借受け、此を假病院とし、九月五日より路上に呻吟せる一般傷病者の診察を開始し、翌年六月二十日まで之を繼續せり。其間に取扱ひ

たる救療患者は、入院患者延數實に八千七百十八名、外來患者延數三萬八千四百四十九名の多きに達し、猶増加の傾向ありたるを以て、南吉田町元萬治病院跡に假病院を建設し、六月二十日竣工して、此に移轉せり。

救護所はもと一私人の請負事業なりしが、明治三十三年市會の決議を経て豫算を樹て、請負を解除し、病室を増築し翌三十四年一月二十日横濱市救護所と稱したりしが、震災の爲には幸に倒潰類焼を免れたりしも、一時は之を避けんが爲め、久保山電車停留所附近に天幕張をして、患者を此に移せり。四日に至りて復歸し、同時に一般の罹災傷病者の救療をも開始し、其後建物をも修理増築したりしが、大正十四年四月二十五日失火し、精神病室の一部を除くの外全部灰燼に歸せり。

療養院は震災當時結核患者九十二名を收容したりしが、第一震とくもに病室三棟隔離室一棟は倒潰し、患者十一名附添人一名、見舞人一名、計十三名は壓死せり。然し應急設備を施して九月二十日は新患者をも收容するを得たり。

萬治病院は大破損を蒙りたるも、幸に倒潰を免れたりしを以て、傳染病患者の收容に甚しき故障を生ぜざりき。横濱市に發生したる傳染病者の大多數は此病院に收容して救療し、猶罹災傷病者の救療を開始したるが、傳染病患者以外傷病者は十二月末日迄に入院患者三十一人、此延人員百九十五人、外來患者二百二十七人、此延人員二千八百七十人なりき。

名稱	種別	救護期間	救護班組織				救護場所	救療人員			
			醫藥	事看	使其他	計		入院實數	院外實數	延人員	來
横濱市救護所	入院	自九月二十五日	二	一	三	三	久保山	五	三、四九	二、三八〇	五、六八三
十全醫院	外來	自九月二十五日 至十二月二十六日	一〇	六	六	二四	野毛山 平沼久三郎方	三六	八、七八	九、二〇〇	三六、四四九

計	二	三	七	九	四	六	五	六	八	五	三	七	三	一	三	七	二	五	八	〇	四	一	三
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(三) 宮内省救護班

仁慈なる 皇后陛下の大御心を奉戴して、横濱市にも宮内省救護班の派遣せらるゝあり。特に乳兒、幼兒、妊産婦に就いて深く御軫念遊ばされ、先づ神奈川高等女學校内に救護所設けられ、尋で市内各所に巡回診療所を置かれたるもの左の如し。

名	稱	位	置	時	刻
宮内省	巡回診療所	神奈川町幸ヶ谷岩崎方		午前九時頃	
同		岡野町恩賜財團濟生會病院内		同 十時頃	
同		西戸部町第一中學校内		同 十一時頃	
同		南太田町太田小學校内		午後一時頃	
同		磯子町衛生組合事務所内		同 二時頃	
同		本牧町箕輪下第二消防署内		同 三時頃	

猶其後本牧町池田勝次郎方に診療所を増設せられたり。斯くて翌年三月末を以て、神奈川高等女學校内の救護班も本牧池田勝次郎方の救護班も閉鎖せられたるが、其間に於ける明細表は次の如し

名 稱	種 別	救 療 期 間	救 護 班 組 織					救 護 場 所	取 扱 救 療 人 員		
			醫	藥	事	看	使		其 他	實 數	一 延 人 員
宮内省救護班	外 來 巡 回 診 療	自十月十八日 至三月三十一日	二	—	—	四	—	六	本 牧 池 田 勝 次 郎	六、八四	三、四三
同	同	自九月二十日 至三月三十一日	五	—	—	六	—	一五	神 奈 川 高 等 女 學 校	六、八四	三、四三
計	二		七	—	—	一〇	—	二二		六、八四	三、四三

(四) 皇后陛下の行啓

皇后陛下には震災に依る傷病者御慰問の御思召にて十一月五日、横濱市へ行啓仰出さる。其日、安河内知事、渡邊市長は駕を東京驛に迎へて扈從し奉り、午前九時五十分陛下は横濱驛に着御あり、御先着の閉院宮殿下を始め奉り、齋藤警備隊司令官、森岡警察部長、福田衛生課長其他官民の奉迎を受けさせられ、一天拭ふが如き晴天の下を、先づ高島町社會館内の臨時震災事務局神奈川縣支部救療病院に向はせられ、假使殿に入御あらせ給ひて、院長の御先導にて、親しく各病院を御巡閱あり、厚き御慰問の御言葉を賜ひ、同十時四十五分恩賜財團濟生會臨時横濱病院へ、同十時五十分日本赤十字社臨時震災救護神奈川縣支部へ、零時四十分横濱市假十全醫院へ、午後一時十五分宮内省臨時診療班及日本赤十字社石川縣支部救護班へ、同一時五十分大阪府外一府六縣聯合臨時震災假病院へ、同二時四十五分日本赤十字社神奈川縣支部根岸臨時病院へ順次行啓あつて、到る處周到なる御視察と懇篤なる御慰問を賜はり、患者をしていづれも天恩の無窮なるに感泣せしめらる。特に大阪府下一府六縣聯合臨時震災假病院御巡閱の際は患者なる印度人ローレンスの病床に近づき給ひ、「日本語は解りますか」「大事になさい」との御言葉あり、ローレンス感泣措く能はず、俄に日本歸化の念を起し、其後横濱市松ヶ枝町に貴金屬商を営みたりと云ふ。斯くて陛下には午後三時四

十五分横濱驛發にて還啓遊ばされたり。

(五) 各宮家の御慰問

閑院宮殿下には九月二十五日午前十時自動車にて横濱に御着あり、神奈川警備隊司令部及在郷軍人の掃部山に於ける作業、同所の赤十字社新潟縣支部救護班の救護状況を御視察ありて後、日本赤十字社臨時震災救護部神奈川縣支部、神奈川御殿町蘆澤醫院内の日本赤十字社神奈川縣支部救護班、横濱公園内の日本赤十字社石川縣支部救護班、根岸療養院(神奈川山口)赤十字社支部聯合救護班御三ノ宮日本赤十字社香川縣支部救護班、新山下町米國天幕病院、青木町桐畑日本赤十字社香川縣支部救護班を御視察ありて午後二時御歸還あり。

秩父宮、華頂宮兩殿下には震災地被害状況御視察の思召を以て軍艦に御搭乘、九月二十三日午後零時四十五分税關棧橋に御上陸あり、同一時四十五分高島町社會館内臨時震災事務局神奈川縣支部救護病院に御立寄ありて、各病室を御巡閱、親しく收容罹災傷病者を御慰問ありて、後更に濟生會臨時横濱病院に御立寄あり、傷病者を御慰問ありて、同四時御歸艦ありたり。

東伏見宮妃、東久邇宮妃、竹田宮妃の三殿下には十月二十二日横濱に臺臨ありて、午前十一時日本赤十字社臨時震災救護部神奈川縣支部に御立寄あり、尋で大阪府外一府六縣聯合臨時震災假病院、日本赤十字社臨時震災救護部神奈川縣支部根岸臨時病院、臨時震災事務局神奈川縣支部救護病院、恩賜財團濟生會横濱臨時病院を御歴訪あり、收容罹災傷病者を親しく御慰問遊ばされて、それ／＼衣類及御菓子を下賜せられ、午後三時五十分御歸還遊ばされたり。

(六) 日本赤十字社

日本赤十字社神奈川縣支部は震災の爲に建物其他の設備一切を烏有に歸したるも、取敢へず神奈川御殿町藍川醫院をして治療を開始せしめ、尋で四日に至り、大阪支部より醫師二名、事務員一名、看護婦九名、使丁一名、計十三名より、成れる救護班の來援するあり、七日には岡山、奈良、栃木、愛知、八日には山口、石川、兵庫、京都の各支部の應援救護班來着してより以來救護班の來援するもの五十七班の多きに達し、盛なる活動を開始せり。其大部分は横濱市内の傷病者救護に従事せしが、横須賀、鎌倉、小田原、眞鶴、厚木町方面にも出張して救療を力めたり。各救護班員は天幕張若くは焼鉛板の堀立小屋に於て日夜寢食を忘れて、懇切周到なる治療に一意盡瘁したるは、洵に感謝に堪へざる所なり。

猶伊太利國赤十字社より寄贈されたる組立式バラック二個の分配を受けたるを以て、神奈川縣支部に於ては、之を中村町玉泉寺境内に組立て、日本赤十字社神奈川縣支部臨時震災救護所として、一般の救療を開始し、大正十三年二月より同年六月に至り同年七月一日より、日本赤十字社神奈川縣支部常設救護所と改稱し、各衛生組合や警察署に配布せる救療券を持參するものか、若しくは官公署の救療証明書を有する貧困者に限り、無料治療することとせり。

九月七日日本赤十字社山口縣支部の救護班を市内根岸町の根岸療養院に配置し、尋で同療養院の持主大村民藏氏と交渉し、無料提供を得て、十月一日之を日本赤十字社臨時震災救護部神奈川縣支部根岸臨時病院と改稱し、翌十三年三月三十一日まで傷病者の收容救療及外來患者の治療に専ら力めたり。四月一日本社より支部の手に移管されるに際し同院を購入し、主として呼吸器病患者を收容治療せり。

日本赤十字社は東神奈川浦島丘の地に假設救療病院を設立し、大正十二年十一月五日、皇后陛下横濱市行啓の日に開院式を擧げ、之を日本赤十字社臨時震災救護部東神奈川臨時病院と稱し、翌年三月三十一日に至りて之を閉せり。

第一章 概説 三、傷病者の救療

名稱	種別	救療期間	醫一	救護	班	組	其他	計	所在地	實數	延人員	備考
日本赤十字社 神奈川支部	外來	自十一月二十九日	一	一	四	一	一	七	神奈川御殿町 荻澤醫院	二、七八〇	七、七五九	
大阪支部	同	自九月十五日	二	一	九	一	一	三	神奈川縣 高等女學校	二五九	三三二	
神奈川支部	同	自九月十七日	一	一	〇	二	一	三	橫濱 第一中學校	二、二六六	一六、七八三	
岡山支部	同	自九月十七日	二	二	〇	一	一	四	新山下町 海軍司令部	四三七	一、八四六	
愛知支部	同	自九月十七日	二	一	二	二	一	六	西戶部羽根澤 青年團事務所	五、二三六	二四、五八三	
奈良支部	同	自九月十七日	一	一	〇	一	一	三	橫濱 第一中學校	二、二六六	一六、七八三	
山口支部	同	自九月十八日	一	一	二	一	一	三	根岸療養院	一	一	神奈川縣下 合併ニ付省略
兵庫支部	同	自九月十八日	一	二	〇	二	一	五	小田原 高等女學校	一	二、四一	
京都支部	同	自九月十八日	二	一	二	三	一	七	中村町 植木會社	二、九四五	一七、〇八三	
日本赤十字社 岡山第二班	同	自九月二十三日	二	三	〇	一	一	六	太田小學校	二、七六	二、二三	
長野支部	同	自九月七日	二	一	〇	三	一	六	根岸鐵砲町	一	六、二六	
愛媛支部	同	自九月九日	二	二	六	二	一	三	中村町 泉寺	五四三	四、四六	
同	同	自九月十三日	一	一	九	一	一	三	根岸町坂下	三九〇	一、九二	
同	同	自九月十九日	一	一	九	一	一	三	南吉田町	一	一	
同	同	自九月十八日	三	一	〇	二	一	六	お三ノ宮	一	一	

同 神奈川 臨時病院	同 自十一月五日 至三月卅一日	二〇	六	六	二四	三	二	六	東神奈川浦島 ヶ丘	六二八、二九四	七、三四〇、三四、九〇四
計	三	三	九	二	五	一五	二〇	二四	一、一六四、三八、八三五、五九六、八二、四七八		

(七) 恩賜 財團 濟生會

本縣に於ける濟生會は横濱市根岸町に病院を、岡野町に外來診療所を設けて貧困者の救療に従事してゐたりしが其後、根岸町病院を岡野町診療所に移さんとして、工事既に竣りたる際、偶々震災に遭遇したるも、幸に類焼を免れたるを以て震災當日罹災民數百名を收容救療せり。當院は當市に於ける焼け残りの病院の一なりしを以て、本縣救護班、大阪衛戍病院救護班、日本赤十字社奈良縣支部救護班、同神奈川縣支部救護班を順次配置し、之ら傷病者の救護に努めたり。

同年十月一日、岡野町診療所を擴張して、病院となし、根岸町の病院を分院となし、十二月一日協調會の經營せる市内柳町の横濱臨時病院をも受繼ぐことになり、本病院を改稱して「恩賜財團濟生會臨時東神奈川病院」と云ひ、翌年三月十五日まで之を繼續せり。猶十月三十一日、小田原町立文武館を借受け、別に天幕二張を設けて、臨時横濱病院より救療班を派遣し、尋いで同町萬年二丁目に濟生會臨時小田原病院を建て、同年十二月二十八日より診療を開始せり。バラック建設の増加するに伴ひ、横濱市に於ては横濱驛前、南太田町、本牧町小湊、磯子町、千代崎町、西戸部町、藤棚、神奈川町金藏院に、三浦郡浦賀町に、臨時診療所を設け、從來の診療券を廢止して、専ら傷病者の救療に従事せり。

恩賜財團濟生會救療病院の所在救療期間及其救療患者數

名稱	種別	救療期間	救護班組織			所在地	救護人員			備考
			醫藥事	看使	其他計		入院實數	院外實數	延人員	
濟生會	入院	自九月二十日至同月三十日	四	一	—	岡野町	六	—	三〇六	神奈川縣赤十字社ト濟生會合同
岡野町診療所	外來	自同月三十一日至六月三十日	九	七	—	岡野町	七〇六	—	二二、五七六	
同	全	自十月一日起至三月十五日	六	二	—	東神奈川二ツ谷	三六	—	四、二五	十二月一日協調會ヨリ引繼
同臨時	同	自十二月二十八日至同月二十日	四	—	—	小田原町萬年	八〇	—	七、一四〇	
小田原病院	同	同	三	九	—	同	一、三六	—	二四、〇七	
計	四		三〇	一〇	—		一、三六	—	三三、二六七	

名稱	種別	救護期間	救護班組織			所在地	取扱救護人員			備考
			醫藥事	看使	其他計		實數	延人員	延人員	
濟生會	外來	自三月二十日至同月二十八日	—	—	—	南太田町	—	—	四、七二	二、三二
同	同	自三月二十日至同月二十八日	—	—	—	同	—	—	一、八三	六、七三
同	同	自二月二十九日至同月二十九日	—	—	—	磯子町	—	—	二、一五	一九、五二
同	同	自二月二十九日至同月二十九日	—	—	—	同	—	—	—	—
同	同	自一月三十一日至同月三十一日	—	—	—	千代崎町	—	—	—	—
同	同	同	—	—	—	同	—	—	—	—
計	同		—	—	—		—	—	—	—

名稱	種別	救護期間	救護班組織				救護場所	救護人員		備考	
			醫藥	事看	使其他	計		入院	外來		
協濟臨時病院	會入院	自十月二十日 至一月二十日	六	二	八	九	五	神奈川二ツ谷	一五二、六六八	一、三八三、三六	

個人又は團體の救護班組織及其の取扱救療患者數

名稱	種別	救療期間	救護班組織					救護場所	取扱救護人員		備考
			醫藥	事看	使其他	計	實數		延人員		
小田原警察署	班外來	自九月 至二月 二十一日	三	三	一	五	小田原町 第三中學校				
同 綠町一丁目	同	自同	一	二	一	四	綠町一丁目 小林 劍正				
同 綠町三丁目	同	自同					綠町三丁目 前坂 宗平				
同 幸町	同	自同					幸町一丁目 栗原 祐吉				
同 萬年町	同	自同					萬年町四丁目 近藤 外卷				
同 十字町二丁目	同	自同					十字町二丁目 岡田 小三太				
同 新玉一丁目	同	自同					新玉町一丁目 姉崎 小太郎				
同 綠町三丁目	同	自同					綠町三丁目 平井 新藏				

救護	東本願寺	鐵道省救護班	遞信省救護班	鐵道省救護班	群馬縣青年團	前橋青年團	兵庫縣在鄉軍人分會救護班	本牧町青年團	町救護所	小田原町新玉	外五名救護班	同	鎌倉町醫師會	小田原紡績會社	茶畑救護所	小田原町	川崎町	救護所	三崎町	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
自九月十九日	自九月十一日	自九月十一日	自九月十一日	自九月八日	自九月八日	自九月七日	自九月七日	自九月六日	自九月六日	自九月六日	自九月六日	自九月六日	自九月四日	自九月二日	自九月二日	自九月二日	自九月二日	自九月二日	自九月二日	自九月二日
二	二	一	二	二	二	二	二	二	一	六	五	一	一	一	一	一	一	一	九	九
二	二	一	三	二	二	二	二	二	一	三	四	二	一	一	一	一	二	二	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五橫濱公園	八國府津驛構内	二神奈川桐畑幼稚園	一〇大船驛前	二同	三同	四國府津驛前	四本牧	一新玉四丁目高橋積	一瀨電車停留所	二片瀨電車停留所	四小田原紡績株式會社	二幸町三丁目宮亭	七川崎小學校	七三崎小學校						
五三							八三													
九七三							二〇五													三九

第一章 總說

三、傷病者の救療

横須賀市	一、七五九	一、七四一
其計	二、一九九	一、五三八
他	一九、九五九	二、三一一

二、寄附に依るもの

寄附者	建坪	收容人員
三井合名會社	一、〇二三坪	六四四人
關西府縣聯合會	一二、〇〇〇	一一、四七八
兵庫縣及神戸市	二、九三三	三、三八二
計	一五、九五六	一五、五〇四
總計	三五、九一五	三八、八一五

大震火災に依り、社會事業施設が蒙りたる打撃は實に甚大にして、其狀況を表示すると次の如し。

神奈川縣社會事業施設被害狀況一覽表

事業別	名	稱	被害狀況	事業別	名	稱	被害狀況
一	△同	神奈川縣診療所	一部類焼	般	横濱市	救護所	半潰
	△濟生會	神奈川縣病院	大破	△全	神奈川縣診療班	大	破

保				育 教 兒 貧				兒 育				濟 救			
△相澤託兒園	△橫濱保育院	全	橫濱市富士見町託兒所	△警醒實校付屬兒童教育所並託兒所	△明德學院	△私立惠華學院	△私立隣德小學校	△私立平沼小學校	△四恩會育兒院	△鎌倉保育院	△董女學校	△橫濱孤兒院	△日本赤十字社神奈川縣支部常設救護所	橫濱市療養院	橫須賀救濟院
全	全	全	全	一部全潰一部半潰	全	半	一部全潰一部半潰	半	全	全	全	一部全潰一部半潰	全	全	全
潰	燒	潰	燒	潰	潰	潰	潰	潰	燒	燒	燒	潰	燒	潰	潰
營 公				介 紹 業 職				護 保 童 兒 種 各				育			
全	全	全	橫濱市本牧公設市場	川崎職業紹介所	橫須賀市職業紹介所	全	全	全	全	全	全	全	△愛國婦人會神奈川縣支部兒童健康相談所	△浦島保育院	
全	全	全	西戶部公設市場	萬國橋職業紹介所	中村町職業紹介所	高島橋職業紹介所	櫻橋職業紹介所	橫濱市富士見町職業紹介所	全	全	全	全	神奈川縣佛教少年保護會	全	
全	全	全	青木町公設市場	全	全	全	全	全	全	全	全	全	林間學校	全	
全	全	全	南吉田公設市場	小	全	全	全	全	全	全	全	全	借室全燒	全	
全	全	全	全	破	燒	燒	燒	燒	破	燒	潰	潰	燒	燒	

化 感	風 燭	保 隣	放 開 園 庭	診 實 療 所 費	產 授	所 憩 休
△ 神奈川縣薰育院 △ 橫濱家庭學院	△ 橫濱禁酒會 △ 婦人矯風會橫濱支部 △ 神奈川縣動物愛護會	△ 神奈川縣匡濟會施設橫濱社會館 △ 會施設川崎社會館	△ 三溪園 △ 常盤園	△ 實費診療所橫濱支部	橫須賀下士官家族共勵會 橫濱家庭製作品獎勵會	神奈川縣匡濟會施設沖仲仕休憩所
一部全潰一部半潰	借室全燒 借室全燒 全會施設類燒	小破	大破 大破	全燒	半潰 借室全燒	一ヶ所全燒一ヶ所半潰

制 統	化 教	護 保 人 放 釋	育 教 人 盲	
△ 神奈川縣社會事業協會 △ 神奈川縣報德社聯合會	△ 橫濱基督教青年會 △ 橫濱基督教女子青年會 △ 橫濱佛教講話會 △ 道徳教會 △ 小田原婦人報德會	△ 神奈川縣佛教慈德會 △ 修道保護會 △ 根岸力行會	△ 橫濱盲人學校 △ 中郡盲人學校 △ 橫須賀盲人學校	△ 家庭學校茅ヶ崎分校
借室全燒 借室破損	借室全燒 借室全燒 借室全燒 借室全潰	全潰 半潰	全燒 一部全潰一部半潰 全燒	全潰

究研

△横濱社會問題研究所 借室全焼

備考 △印ハ私營社會事業ヲ示スモノトス

(二) 新 施 設

然るに大正十二年末に至り、

臨時震災救護事務局より

一、五三三、〇九八圓

大震災善後會より

二五〇、〇〇〇

一 般 義 捐 金

三七六、九三九

合 計

二、一六〇、〇三七

の社會事業資金を得たるを以て、此に先づ緊急を要する社會事業を計畫施設することとなり、猶縣下私設社會團體の復興に就ても凝議する所あり、大竹本縣社會課長及原社會事業協會長は屢々震災救護事務局及大震災善後會を歴訪して救援に懇請し、救護事務局より四十七萬圓、大震災善後會より七萬六千圓合計五十四萬六千圓の補助金を受け、縣下私設社會事業團體に此の復興資金を、縣より支給せられたる木材及亜鉛板等を以て、建造物及設備を完成したり。

震 災 社 會 施 設 一 覽 表

名 稱	目 的	費 目	豫 算	位 置	備 考
縣立臨時職業紹介所 (十月二十 五日開始)	職業紹介	善後會配當金	三、四七三	鶴見町潮見橋通 保土ヶ谷町字帷子 平塚町字新宿 小田原町 横須賀市稻岡字重箱 浦賀町荒卷三八九	

第一章 總說 四、社會事業施設の被害と其救済

縣立職業輔導講習所 (十一月十一日開所)	失業救済 勞力需給ノ調節 勞働教化	大震災 善後會配當金 內務省配當金	擴張豫算 四、四七三 六〇、七三三	神奈川縣立工業學校内 横濱市大岡町 神奈川縣立工業學校内	科目 大工、家工職 科目 自動車運轉手 科目 鋳力工、塗工
縣立無料法律相談所 (十月一日開所)	隣保施設	善後會配當金	二、一六〇	横濱市 横須賀市 川崎町字貝塚(一月七日) 保土ヶ谷町字帷子(十二月廿六日) 小田原町萬年四丁目(一月) 田浦町船越(三月一日) 横須賀市稻岡(一月七日) 縣立託兒所増設費 横濱市内 民間託兒所復興費	
縣立託兒所 (十二月二十 六日開所)	兒童保護	善後會配當金 內務省配當金	擴張豫算 五、四五六 六、三四四	横濱保育院相譯託兒園浦 一鳥保育院警醒學校兒童託兒所 ○印新設	三、〇四、八〇 三、二九、二〇
兒童健康相談所	兒童保護	善後會配當金	一、〇〇〇		
貧兒給食施設	兒童保護	善後會配當金	三、〇〇〇		

<p>縣營巡回助産班 (十一月廿六日開始)</p>	<p>妊産婦保護 乳兒保護</p>	<p>縣義捐金 善後會配當金</p>	<p>十一月二十五日 ヨリ三月廿一日 マテ 一三、三九元 四月一日ヨリ一 ケ年間 三、九四元</p>	<p>橫濱市第一斑 戸部保土ヶ谷町 第二斑 神奈川町 第三斑 關内 第四斑 南太田町南吉田町 第五斑 中村本牧町 第六斑 横須賀市 稻岡 第七斑 田所 第八斑 小田原町</p>	
<p>縣營移動浴場 (自十一月二日至十一月二日)</p>	<p>保健施設</p>	<p>縣義捐金</p>	<p>二、五〇〇</p>	<p>橫濱市内全般</p>	<p>十月二日開始 十一月二日廢止</p>
<p>縣立簡易浴場 (自十二月一日至三月十八日ノ間ニ開場)</p>	<p>保健施設</p>	<p>內務省配當金 縣義捐金 (スタンダード會社)</p>	<p>二二、〇〇〇 一三、〇〇〇</p>	<p>橫濱市 住吉町 戸部町 山下方町 野毛町 北川町 長者町 石川町 長吉島町 青木町 南吉島町 岡野村 久方町 鎌倉町 大久方町 厚木町 大久方町 鎌倉町 大久方町 横須賀市 稻岡町 横濱市 高島町</p>	<p>縣營</p>
				<p>橫濱市 中村町堀之内 藤田野宮ノ前 大岡町 西戸部 願成寺 淺間町</p>	<p>大和町 鐵砲場 東輕井澤 戸部町 四丁目 三春町 榮橋際 平沼</p>

第一章 總説 四、社會事業施設の被害と其救済

縣立簡易市場	福利施設	内務省配當金	21,600	小田原町七軒町 青木町 鎌倉町大田 厚木町下町	福富町一丁目 横濱市ノ分ハ經 費ヲ配當シ市營 トナス
縣立簡易食堂	福利施設	内務省配當金	150,000	横濱市櫻木町 港 翁町 西戸部町 中村町關西村 横須賀市稻岡 潮田町下野谷 鎌倉町大田 小田原町緑一丁目 浦賀町芝生字庫澤	
縣立公設質屋	防貧救貧	内務省配當金	150,000	横須賀市二ヶ所 小田原町一ヶ所	
縣立簡易宿泊所	隣保施設 (獨身労働者 環境改善)	内務省配當金	143,100 ^四	横濱市根岸町字分田 全南太田富士見耕地九七一 全山下町一九四 全南吉田町九五〇 横須賀市山王四八 浦賀町芝生字庫澤四一九 潮田町大野谷一五四八	全市直營 總持青年會 基督教會 救世軍 工廠友會 町直營 縣直營
縣立海員ホム	隣保施設 (海員環境 改善)	善後會配當金	25,000	横濱市吉濱町	海員掖濟會へ交 付全會ノ約參萬 五千圓ト合シテ 施設ノ見込